

<p>請願番号</p>	<p>請願第49号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成23年2月24日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>個人住民税における寄付金控除の対象としての更生保護法人の指定についての請願</p> <p>(要旨) 平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が成立し、平成21年度以降の個人住民税において、各地方公共団体が条例で定めた寄付金について、寄付金控除の対象として追加されることになりました。 条例で定めることができる寄付金については、更生保護法人に対する寄付金(所得税法第78条第2項第2号及び第3号)も含まれており、大部分の都道府県においては既に指定されております。しかしながら、宮崎県においては、未だに指定されておられません。 私ども更生保護法人は、犯罪や非行をなくし、住みよい明るい社会を築くために、犯罪や非行に走り、不幸にして刑務所や少年院に収容されたり、矯正施設送致には至らなかったものの一時的に身柄となり出所してくる人達で、帰住先のない人達を受け入れ、これらの者の改善更生を図り、自立更生を促し、善良な社会人になることを援助することによって、個人及び公共の福祉の増進に寄与しているところであります。 一方、法人の経営に当たっては、国からの委託費に加え、地方公共団体をはじめ県民からの浄財寄付を貴重な財源としており、今後とも県民に対し更生保護事業に対する一層の理解と協力を求めていく所存であります。 このため、宮崎県議会におかれましては、「更生保護法人」と指定して、当該条例を議決いただきますようお願いいたします。</p>		
<p>紹介議員</p>	<p>横田 照夫 権藤 梅義 満行 潤一 新見 昌安 前屋敷 恵美 坂口 博美 図師 博規 岩下 斌彦 外山 三博 松村 悟郎</p>		
<p>摘要</p>			